

都市景観諮問第2号

水戸市都市景観条例第16条第1項に基づく地区都市景観計画の決定

備前堀沿道地区都市景観計画を次のように決定する。

地区名称	備前堀沿道地区						
面積	約4.7ha						
都市景観づくりの基本目標	歴史的親水空間と調和した 落ち着いた潤いある街並みづくり						
公共施設の整備に関する方針	道路	路線名	幅員	延長	備考		
		市道駅南84号線	約5.0m	約338m	整備済み		
		市道駅南86号線	約6.0m	約52m	整備済み		
		市道駅南87号線	約7.0m	約82m	整備済み		
		市道浜田5号線	約8.0m	約260m	整備済み		
		市道浜田92号線	約6.0m	約260m	整備済み		
	公園及び緑地	施設名	面積	備考			
		七軒町児童公園	0.48 ha	整備済み			
	その他	施設名	規格等			備考	
			備前堀	用水路			整備済み
			荒神橋	七軒町児童公園			整備済み
			鎖魂橋	県道長岡水戸線			整備済み
道明橋			市道浜田6号線			整備済み	
三又橋			市道浜田84号線			整備済み	
都市景観整備のための基準	※別紙，備前堀沿道地区都市景観整備基準による。						

# 都市景観整備のための基準

(備前堀沿道地区都市景観基準)

項目	地区景観基準
壁面	街並みの連続性を考慮しできる限り隣接建築物の壁面にそろえる。 駐車場や庭等を確保する場合、また逆に建築物用途上前面に空地を設けることが困難な場合は、道路に面して植栽等を設けることにより連続性を保つよう努める。
屋根	勾配屋根を基調とし、平屋根は避けるよう努める。 平屋根の場合は、ひさしを設けるなどの工夫をし、街並みの連続性を保つよう努める。 屋根は、瓦ぶきか、金属板ぶきを基調とする。
意匠	伝統的な意匠・素材・色彩を取り入れるよう努める。 外壁や屋根の色彩は、高明度や高彩度を避け、落ち着いた印象の色彩とし、周辺の街並みと調和が図れるような色彩とするよう努める。 基準とする色相(色味) ー茶系を中心とするYR, Y, GY 基準とする明度(明るさ) ー3以上8以下(無彩色(N)は除く), 基準とする彩度(あざやかさ) ー6以下, 基準とする色相以外の場合4以下
高さ	概ね3階以下とする。
敷地	宅地にゆとりをもたせるため、土地の細分化はできる限り避ける。 大規模な土地の造成など土地の形質変更の場合は、本協議会役員会と協議を行うこととする。
外構	備前堀に面して門・塀等を設置する場合は、建物本体と調和した色彩・材質・形態とし、周囲の景観と調和したものとする。 備前堀に面する部分は、植栽等を施し、うるおいある空間を創出するよう努める。
工作物	建築物等の基準に準じる。
設備	建築付帯設備は原則として道路・備前堀から見た景観を妨げないように配慮する
自動販売機	独立した設置は行わないよう努める。 建物の中に組み込んだ構造とし、販売機本体が突出しないよう努める。 やむを得ずそのまま設置する場合は、目隠しなどの工夫をし周辺の環境と調和させる。
広告物	自己利用以外の広告物は、設置しないよう努める。 点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。 窓面を利用した広告や、貼り紙、立て看板などの広告は行わないよう努める。 袖看板の突き出し幅は道路境界を越えないようにし、本体の建築物の高さを超えないものとする。 周辺の環境との調和に配慮する。
日除け	突き出し幅は、道路境界を越えないようにする。 色彩は、周辺に調和するよう工夫をする。

都市景観重点地区(備前堀沿道地区 約 4.7ha)

S=1:2,500

